



平成30年度自主行動計画フォローアップ調査結果及び 下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの結果概要

平成30年12月
中小企業庁

1. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要①（重点三課題）

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種26団体）が9～11月に調査を実施。
- 回答率は34%と上昇（昨年25%）。（今年度:対象7,065社、回答2,416社）
- 世耕プラン重点3課題（①原価低減要請、②型管理、③支払条件）について、
 ○：「原価低減要請（受注側）」「下請代金の現金払い（発注・受注側）」は改善。
 ×：「型管理の適正化（受注側）」は改善の動きが鈍い。
 ※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
 （回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）

<世耕プラン重点三課題改善割合>

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない (※「実施済」と答えた企業の割合)	発注	81%	81%
	受注	40%	51% (↗)
②-1 型管理の適正化 (※1) 型の返却・廃棄の促進 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%
	受注	23%	15% (↘)
②-2 型管理の適正化 (※1) 型の保管費用の発注側負担 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40% (↗)
	受注	17%	13% (↘)
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53% (↗)
	受注	26%	28% (↗)
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13% (↘)
	受注	10%	12% (↗)

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計から除外。

2. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要②（業種別・その他）

- 自動車、建設機械は重点三課題全てが改善。
- 業界間での進捗の度合いに差が生じてきており、業界ごとの課題も明らかになってきた。
- 取引対価へのコストの反映状況について、発注側と受注側での認識のずれは、昨年と比較して改善しているものの、依然3割以上の差がある。

① 業界別

- **自動車、建設機械**では、全ての項目で改善が進む。特に建設機械の発注側では、下請代金の現金払いが、約1割から約5割になり、大幅に改善。
- **「原価低減要請の改善」**は、**ソフトウェア**の発注・受注ともに、9割以上が改善。一方で、**自動車部品、電機・情報通信機器**は、発注・受注間で3割以上の差があり、認識のずれがある。
- **「支払条件」**は、**産業機械、工作機械**では発注・受注ともに、「50%以上手形を使用している」企業が、他業種と比較して高い状況。（発注・受注ともに全体で5割以上）
- **「型管理の適正化」**は、特に素形材の受注側の動きが鈍い。
（型の返却・廃棄の促進について、一部実施を含め、昨年の48%から45%に微減）

② 自主行動計画の周知・浸透状況

- 発注側は全業種で着実に浸透（平均7割）。
- 受注側は自動車部品、素形材、繊維で微減（平均5割）。

③ 取引対価へのコストの反映状況（労務費・原材料価格・エネルギー価格）

	労務費		原材料価格		エネルギー価格	
	概ね反映できた		概ね反映できた		概ね反映できた	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
発注側	53%	57%	77%	69%	56%	55%
受注側	12%	20%	35%	36%	13%	21%
差分	41%	37%	42%	33%	43%	34%

3. 下請Gメンヒアリング調査概要

- 今年4月から10月までの3,012件の下請中小企業ヒアリング結果を集計。
(※累計6,043件(平成29年1月以降))
- 自主行動計画等の取組の認知度は3割程度と低い状況。
- 全体の傾向として、支払条件は着実に改善。一方、型管理の適正化の取組が課題。

① 自主行動計画等の周知・浸透状況

- **認知度**は3割程度に留まっている。
(下請法の認知度が9割以上)

<自主行動計画または運用基準改正いずれかの周知状況>

	全体	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4 以下
知っている	30%	30%	30%	32%	18%
知らない	70%	70%	70%	68%	82%

② 業況及び取引対価のコストについて

- 「原材料価格」や「人件費」については、増加傾向と回答した企業が8割以上と極めて高い。

③ 世耕プラン重点三課題の改善状況

- **改善事例数の割合**は多くの業種で上昇。全体で昨年の3割から4割へと上昇。
- **「支払条件」**は改善傾向。一方、**「型管理」**については、取組の動きが鈍く改善が必要。

<改善事例数の割合>

分類別	H29.1~H30.3 (3,031件)	H30.4~10 (3,012件)
価格交渉関連	7%	9%
支払条件関連	17%	23%
金型関連	17%	16%
全体	32%	42%

④ 業界別

- **自動車**や**建設機械**の**「支払条件」**は改善。
- **繊維**は、具体的改善事例が少なく、依然として歩引きも存在。
- 金型製造代金の分割払いなど、業界特有の問題のある商慣行が依然存在。

4. 今後の対応策

- 今回の調査結果により、重点三課題や業界ごとでの進捗度合いの違いが明らかとなってきた。
- 重点三課題については、「型管理の適正化」の進捗が遅れており、取組を加速させる必要がある。
- 今後は、業界ごとや地域ごとのきめ細かな対応策や周知方法等を検討する。
- 同時に、各企業に対して自主行動計画の更なる浸透も図る。

1. 型管理等の適正化に向けた更なる取組

- 公取委・中企庁が連携して、金型製造代金の支払方法や所有権、管理適正化等について、約3万社（発注側：約3千社、受注側：約3万社）に対して取引実態調査を実施。
（年末より調査票を発送し、来年3月を目途に結果を公表予定。）
- 実態調査を踏まえ、問題となる商慣行等の是正策や、型管理のアクションプランのさらなる推進策等を検討していく。

2. 業界別や地域別でのきめ細かな周知等の徹底

- 来年1月以降、国と各業界団体等が連携し、下請法違反事例の共有や分析を通じて、業界特性に応じた対応策の検討や、下請事業者向けの「業界別自主行動計画普及セミナー（仮称）」の開催、新たな広報・周知の方法等を検討。
- 各地域で開催している「取引適正化推進会議」を、来年度以降も継続的に開催し、地方の企業に対して、取引適正化の取組等を説明し、各企業単位での実行を直接働きかける。

【参考①】金型に係る取引実態の調査について

- 金型に係る取引の実態について、公正取引委員会と連携して実態把握のための調査を実施。

1. 調査内容

- ① 金型の支払方法（一括払い、分割払い等）
- ② 金型の所有権の所在等
- ③ 金型の管理適正化（金型の廃棄・返却の促進、金型の保管費用の負担）

2. 調査対象

- 発送数：約3万社（発注側約2,900社、受注側約30,000社）（重複を含む）
- 発送先：自主行動計画策定団体会員企業（※）及びその企業と直接取引をしている企業等

※金型を扱っている自動車、産業機械、電機・情報通信機器、素形材に限定

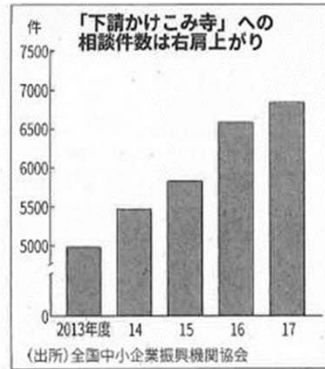
3. 実施主体

- 中小企業庁と公正取引委員会の連名にて調査を実施。

4. 調査時期

- 年内に調査票を事業者に発送。年度内に結果を公表予定。

【参考②】金型の調査に関する新聞記事（2018年12月13日日本経済新聞朝刊5面）



「下請けいじめ」3万社調査

経産省と公取委 合同で月内にも

悪質な事例洗い出し

経済産業省と公正取引委員会は月内にも、自動車や機械など製造業の3万社を対象に、下請け企業との取引実態を調査する。大企業が中小企業に製造を委託する取引では、分割払いの慣行が定着して一括払いしてもらえないなど中小の負担が重くなりがちという。政府には中小企業からの相談が増えており、大規模な調査で「下請けいじめ」ともいえるような不適切な取引を洗い出す。

部品を作るときに使った保管だ。発注者の大企業が金型に関する大企業の下請けの取引を中心に調べ、が下請け企業に委ねる例が少なくないという。大企業は部品を作らなくない定領域に絞って連名の合同した場合でも、型を製造同調査をするのは異例だ。対象は自動車、産業機械、電気・情報通信機器、素材の企業で、月内に調査票を送送する。発注側の大企業1500社、受注側の下請け企業約2万8千社の合計約3万社を調べ、調査を通じて悪質な事例が明確になれば、その企業に対して業務の改善を求める。経産省や公取委が管理しているのは型の管理。

最近になって下請けの中小企業からの相談は増えている。中小企業庁の委託事業で、不当な取引をなくす目的で設置した「下請けこみ寺」への相談件数は17年度に6800件。5年前から約4割増えた。

ここ数年、関係省庁が横断的に下請け対策に取り組んでいる。だが型の取引は特に古い慣行が多く残り、下請けが取引からの排除を恐れて声をあげない例も多いという。

それでも対策強化の流れで、資金繰りに悩む中小の所が多く上がるようになった。政府が掲げる企業の生産性向上で中小の底上げが欠かせないが、経産省などは改善が遅れる型の取引実態の把握が急務だとみている。

経産省は調査にあわせて、下請け企業の独立を定めた下請中小企業振興法のうち、取引ルールを定めた振興基準も改正する方針。大企業が型を下請けの中小企業から購入する場合、中小から要望があれば代金を一括払いするよう促す。法的拘束力はないが経産省が事業者に指導や助言をするこゝができるようになる。急な仕様変更や短い納期の発注があった場合、発注側の大企業が適切な費用を負担することも盛り込む。大企業で従業員約1000人超の企業で、下請け企業が短い納期を迫られるなどのしわ寄せを受けているケースが出てきているという。

2018年12月13日 (木)
日経朝刊5面

【参考③】下請取引条件改善に向けた広報活動について

- 新聞やチラシを通じて、下請取引条件改善に向け、メディア・タイアップによる広報を実施。

日本の未来を、
買い叩いて
いませんか？

志や熱量を込めて日々働き、
様々な人や企業が支え合うことで、
これまでの日本経済は
成長を遂げてきました。
その未来を担う貴重な芽を、
買い叩いてはいけません。
すべての懸命な汗に、
適正な対価を。

俳優 帆 航 平

経済産業省 中小企業庁

佃製作所
代表取締役社長
佃 航 平

下町ロケット

経済産業省 中小企業庁

下請Gメン 秘密厳守

ヒアリングのご要望は ☎03-3501-3649

「下請Gメン」の詳細は 下請Gメン

中小企業をイジめる取引は見逃しません。秘密厳守でお断りいたします。

http://www.shikoumen.jp/

平成30年12月21日(金)朝刊【日本経済新聞】

下請けいじめ
という難問にも
必ず答えはある。

「どんな難問にも必ず答えはある」
これは下町ロケットの名セリフです。
解決の難しい取引上の問題も、
諦めずに交渉すれば、
必ず答えはある。
悩む前に、まずは相談を。

俳優 帆 航 平

佃製作所
代表取締役社長
佃 航 平

経済産業省 中小企業庁

下町ロケット

経済産業省 中小企業庁

下請かけこみ寺 相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能

お近くの「下請かけこみ寺」 ☎0120-418-618

受付時間についてはホームページにてご確認ください。

「下請かけこみ寺」の詳細や、メール・webによる相談申込は 中小企業下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

平成30年12月21日(金)朝刊【日刊工業新聞】 7